

平成10年度 つちや通信 確定申告版

大雪の天気予報が聞かれる季節です。今年はインフルエンザが猛威を振るっていますが、体調を崩さないよう気をつけて下さい。今年も所得税の確定申告時期になりました。処理方法は基本的に例年の通りです。参考にして、早めの準備をお願いします。

I. 会社役員等で下記のような収入がある人

- 2ヶ所以上から給与収入→各会社からの源泉徴収票
- 株式等の配当金 → 配当(出資)の支払調書
- 年金の受給 → それぞれの源泉徴収票
- 不動産収入 → 不動産収入の明細及び必要経費

(例) 固定資産税領収証
修繕費

平成10年分より建物の償却率に変更になりますので該当される方は事務所までご連絡下さい。

5. 保険金の受取がある人 → 保険会社からの支払明細通知書
平成10年中に生命保険等の満期金、一時金など受け取った方で次の条件に当てはまる人は申告が必要となります。
・受取保険金から支払った保険料を差し引いた金額が50万円を超える場合
・満期(死亡)保険金で保険料を支払った人と保険金を受け取った人が同じ場合
以上は一時所得の扱いになります

注意：その他の場合相続税や贈与税がかかる可能性がありますので、保険金を受け取った方は事務所へ連絡下さい。

II. 個人事業者

1. 出納帳等の帳簿類及び請求書、領収証綴
2. 棚卸帳・預金通帳又は残高証明書
3. 生命保険・損害保険控除証明書
4. 国民健康保険・国民年金及び固定資産税の領収証
5. 重要書類綴・申告書

☆お願い☆

扶養親族の変動等
申告に必要な事項が
あれば、メモ書きで
お知らせ下さい。

所得税の特別減税があります。

本人38,000円 + 19,000円 × 控除対象配偶者及び扶養親族の数

III. 高額医療費を支払った人

平成10年度中に支払った医療費から保険金等を控除した金額が10万円を超える場合、所得控除が受けられます。

所得の合計額の5%が
10万円より少ない場合は、
その金額

* 必要書類

- ・ 医療費の領収証 (レシート)
- ・ 源泉徴収票

医療費控除に認められる範囲

- ・ 診療、治療代
- ・ 治療のための医薬品
- ・ やむを得ない交通費
(タクシー代など)

等

★申告のコツ★

自己と生計を一にする
親族の医療費も控除の
対象になるので、家族
全員の分をまとめて、
所得の一番高い人が申告
するのがコツ。

IV. 住宅を取得又は増改築した人

1. 平成10年度中に住宅を取得又は増改築し、入居されている方で次の条件を満たしている人は、税額控除が受けられます。

※ 床面積 … 50㎡以上240㎡以下で、2分の1以上が居住用

※ ローン … 民間の金融機関や公的機関からの融資は、返済期間が10年以上
～～他にも控除を受ける条件がありますので、事前にお尋ね下さい。～～

2. 必要事項

- ・ 源泉徴収票
- ・ 住民票の写し
- ・ 家屋の登記簿謄本又は抄本
- ・ 住宅ローンの年末残高証明書
- ・ 不動産売買契約書、工事請負契約書、増改築等工事証明書などの写し

最近、新聞・テレビで盛んに言われている住宅ローン減税は平成11年度の処理となります。

V. その他

青色申告をされている方

青色申告特別控除額が35万円→45万円

へ増額となります。

疑問点、質問等お気軽にお尋ね下さい。